

(三) 決議文

今や大阪全市に亘りて労働争議激発し、而して各局に於ては、
×ヲ店心我等此ノ事方々顧みたり、姑斯ノ争議續出スルハ労働者ノ
輕其手ニアラス、之レ實ニ財源ノ恐慌ノ生ヤシ、新しク現象ヲ
アトト確信ス、故ニ此際多數ノ株主者ヲ出ス、徒ラニ事局ヲ紛
糾ヤシ、其ノ解決ヲ以テ益々困難ナラシムルコト、思惟ス、株主者ノ
解放ハ労働者ノ感情ヲ左右スルモノナレバ、故ニ速クニ此ノ事件
ノ換束者ヲ解放セシムルコトヲ望願ス

大正十一年六月五日

友愛會大阪聯合會

大阪府知事他社時能殿

六、日本工場労働者六百七十五名出立、而して各局に於ては、
(職工百六十五名ヲ除ク外ハ朝来工場
内各所ニ在リ) 其ノ株主状態ヲ継続し、正午頃より、各車輻輳工
モ亦同様、其ノ株主ニ傾キ、數津ノ工場ニ於テ、今朝来一斉ニ息
業ヲ行ヒ、而して本工場同様、概シテ静穏ヲ持セリ、又、三工場(敷
津工場ノ所屬工場ニシテ、地域ヲ異ニシ、職工百三十名ヲ有ス)ハ、昔初
リ、本件騒工ト連絡ヲ欲シ、超然相聞セサルカ、如キ態度ニ出テ
シ、モ其右レノ事議ノ發展ニ伴ヒ、漸ク動搖ノ兆ヲ呈シ、果シテ朝来
息業状態ニ入レシ、而して、賀山豊、夫々段段調停案ヲ撰
ハ、社長室訪問ニ至リ、交換ヲ行ハシムルモ、令社側ノ決断ハ、所
トナリ、ガリシカ、今ハ、未だ中ノ、協調會、武蔵情報、總長、ト、會
談ノ結果、此際、高一段ノ考慮ヲ費シ、安協案ノ発見ニ努メ、
ルニ決シ、六日、島種吉、ノ、時、岡、文、之、ヲ、伴、ヒ、令、社、ニ、至、リ、前、部、長、方
(顧問)
此ニ面接、懇談、別記、島、種、吉、ノ、時、岡、文、之、ヲ、伴、ヒ、令、社、ニ、至、リ、前、部、長、方
ノ、時、岡、文、之、ヲ、伴、ヒ、令、社、ニ、至、リ、前、部、長、方
ノ、時、岡、文、之、ヲ、伴、ヒ、令、社、ニ、至、リ、前、部、長、方